

懲戒処分の指針

平成17年 8月10日
平成18年10月13日 一部改正
平成20年 4月 1日 一部改正
平成22年 4月20日 一部改正
平成29年 3月27日 一部改正
平成30年 2月19日 一部改正
令和 2年 1月24日 一部改正
令和 3年 6月 8日 一部改正
令和 5年 4月 1日 一部改正
佐賀県教育委員会

第1 指針適用の対象

本指針は、佐賀県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員並びに市町立学校に勤務する県費負担教職員に適用する。

第2 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果
- ② 故意又は過失の程度
- ③ 児童生徒、保護者、他の教職員及び地域社会に与えた影響
- ④ 非違行為を行った教職員の職責
- ⑤ 過去の非違行為歴

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- ① 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

また、懲戒処分に至らない非違行為についても、訓告等の措置を行うことがある。

第3 標準例

1 交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

飲酒運転（飲酒運転の事実を知りながら同乗する行為を含む。）をした教職員は、原則として免職とする。

(2) 無免許運転

無免許運転をした教職員は、免職又は停職とする。

(3) 重大な交通法規違反（飲酒運転及び無免許運転を除く。）

ア 著しい速度超過等の重大な交通法規違反により、人を死亡させ、又は人に重篤な傷害を負わせた教職員は、免職又は停職とする。

イ 著しい速度超過等の重大な交通法規違反により、人に傷害を負わせた教職員は、停職又は減給とする。

ウ 著しい速度超過等の重大な交通法規違反をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(4) その他の交通法規違反

ア その他の交通法規違反により、人を死亡させた教職員は、停職とする。

イ その他の交通法規違反により、人に重い傷害を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

ウ その他の交通法規違反により、人に傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員は、免職又は停職とする。

エ その他の交通法規違反により、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした教職員は、停職又は減給とする。

2 わいせつ行為等関係

(1) 児童生徒に対するわいせつ行為等

ア 性行為（同意の有無を問わない。次のイに該当するものを除く。）をした教職員は、免職とする。

イ わいせつ行為をした教職員は、免職とする。

(2) 児童生徒以外に対するわいせつ行為

わいせつ行為をした教職員は、免職とする。

(3) 児童ポルノ所持等

児童ポルノ所持等をした教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(注) 処分の決定に当たっては、具体的な行為の態様、経過、悪質性等を考慮のうえ判断するものとする。

※「わいせつ行為」とは、「刑法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「軽犯罪法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「佐賀県青少年健全育成条例」、「佐賀県迷惑行為防止条例」等に違反するわいせつな行為、痴漢、のぞき、盗撮等をいう。

※「児童ポルノ所持等」とは、自己の性的好奇心を満たす目的で、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノを所持し、又は保管することをいう。

3 ハラスメント関係

(1) 児童生徒に対するセクシュアルハラスメント

セクシュアルハラスメントをした教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 児童生徒以外に対するセクシュアルハラスメント

ア 繰り返しセクシュアルハラスメントをした教職員は、免職、停職又は減給とする。

イ セクシュアルハラスメントをした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(3) パワーハラスメント

ア 繰り返しパワーハラスメントをした教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

イ パワーハラスメントをした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

※「セクシュアルハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場又は学校における性的な言動及び他の教職員、児童生徒等を不快にさせる職場等の外における性的な言動をいい、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動等をいう。

※「パワーハラスメント」とは、職場又は学校において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務又は指導上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③職員の勤務環境又は児童生徒の学校環境が害されるもの（身体的・精神的苦痛を与えるもの）であり、①から③までの要素を全て満たすものをいい、身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害等をいう。

4 一般サービス関係

(1) 欠勤

正当な理由なく勤務を欠いた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、戒告とする。

(3) 休暇等の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇等について虚偽の申請をした教職員は、減給又は戒告とする。

(4) 職場離脱

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職務命令違反

上司の職務上の命令に従わなかった教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(6) 職場内秩序を乱す行為

他の教職員に対する暴行、暴言により職場の秩序を乱した教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(8) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員は、免職又は停職とする。

(9) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意又は過失により漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員は、免職とする。

イ 職務上知ることのできた秘密を故意又は過失により漏らし、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(10) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(11) 個人の秘密情報の紛失等

児童生徒に係る重要な個人の秘密情報を重大な過失により、紛失し又は盗難に遭った教職員は、減給又は戒告とする。

(12) 違法な政治的行為

地方公務員法第36条又は教育公務員特例法第18条の規定に違反し、政治的行為を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(13) 許可を受けない兼職、兼業

許可なく兼職又は他の事業等に従事した教職員は、減給又は戒告とする。

(14) 体罰等

ア 体罰により児童生徒を負傷させた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 体罰を繰り返した教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

ウ 暴言等不適切な指導により児童生徒に著しく精神的な苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

エ 暴言等不適切な指導を繰り返した教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(注) 処分の決定に当たっては、体罰等の具体的な態様、経過等を考慮のうえ判断するものとする。

(15) 入札談合等に関する行為

入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った教職員は、免職又は停職とする。

5 公金公物取扱い関係

(1) 横領

公金又は公物を横領した教職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公物を窃取した教職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた教職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公物を紛失した教職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った教職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において公物の出火を引き起こした教職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に条例等に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 公金公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営

に支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

6 その他の非行関係

(1) 放火

放火をした教職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した教職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した教職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした教職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

ア 自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した教職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した教職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした教職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等を所持、使用、譲渡等をした教職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員は、減給又は戒告とする。

(12) コンピュータ不正アクセス

ネットワークを通じコンピュータへの不正アクセスを行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。

7 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適

正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。